

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について

大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、本市において復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入しております。

また、東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修繕費が増大している事態に鑑み、建設機械の損料を補正しております。

一方で、国土交通省が定める復興歩掛及び建設機械の機械損料の補正が令和6年度より廃止されることから、本市水道局における対応を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1. 適用対象案件

「土木工事標準積算基準書（これに準じた積算基準書含む。以下同じ。）」及び令和6年4月以降の仙台市単価等により予定価格を算出する案件

2. 日当たり作業量の補正（廃止）

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正を廃止とする。（東日本大震災の被災地で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表の廃止）

3. 建設機械の機械損料の補正（廃止）

東日本大震災の被災地で使用する建設機械（※）の機械損料について、運転1時間（日）当たりの損料の補正（102/100を乗じて得た額を超えない範囲）を廃止とする。

※ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く）

なお、本改定に伴う建設機械等損料算定表の更新は行わない。

4. 間接工事費の補正（継続）

「土木工事標準積算基準書」により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。^{※1、2)}

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.3(変更なし)
現場管理費	1.1(変更なし)

※1 補正対象となる、共通仮設費率、現場管理費率は、施工地域補正等を考慮した値とする。

※2 現場管理費の補正にあたっては、共通仮設費の補正を踏まえた現場管理費対象額における現場管理費率を補正するものとする。

5. お問い合わせ先

水道局 給水部 計画課 技術管理係 電話 022-304-0031